



# 横浜市立丸山台中学校いじめ防止基本方針

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 平成26年 | 3月31日 | 策定   |
| 平成30年 | 2月22日 | 改定   |
| 令和4年  | 4月15日 | 一部訂正 |
| 令和5年  | 2月28日 | 改定   |

## 第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止対策推進法（以下「法」と呼ぶ） 第2条より

### 2. いじめ防止等に関する基本理念

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 国の基本方針、横浜市基本方針を参照し、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることにより、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

## 第2章 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

### 1. 委員会の構成員

- 管理職、各学年主任、生徒指導専任、養護教諭の計7名とする。
- ※ 必要に応じて、その他の教職員や外部機関を招聘する。

### 2. 委員会の運営

- いじめ防止対策委員会を常設し、定例会を月1回以上開催するものとする。いじめの疑いがある事案があった場合には、直ちに委員会を実施するものとする。
- いじめ防止対策委員会は、既存の組織と別で設置し、司会・記録を作成する。
- 校長は、組織的に対応方針を決定し、会議録の作成と保管を行い、進捗管理を行う。

### 3. 委員会の活動内容

- いじめの未然防止
  - ・ いじめが起きにくい、許さない環境づくりに努める。（具体的には第3章-1を参照）
  - ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在を学校ホームページや生徒集会、保護者会、地区懇談会等で年度始めに周知する機会を作る。
- 早期発見・事案対処
  - ・ 全職員が対応するが学年主任、生徒指導専任をいじめの相談・通報窓口とする。
  - ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめ(の疑い)に関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を適切に行う。

・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導等の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○ 取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づき、年間計画の作成・実行・検証・修正と、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検・見直しを随時行う。

・定期的な校内研修を実施する。

### 第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### 1. いじめの未然防止

○ いじめの未然防止の捉えとして、「すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策」であることを全教職員で認識する活動を行う。

○ すべての生徒が参加・活躍できる授業展開を工夫し、わかる授業づくりを進める。また、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかということに視点を置き、授業改善を図り、研究授業や公開授業による研修を推進する。

○ 他の人とコミュニケーションを上手に取れない生徒に対し、すべての教科で言語活動の充実を目指してグループ討議や発表等の機会を増やし、互いを認め思いやる心を育成していく。

○ チャイム着席、授業中の姿勢、先生や他の人の話の聞き方指導など、授業中の基本的なルール・マナーの順守の指導を徹底強化していく。

○ 授業を進める教師自身はその言動に注意し、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により、生徒間のいじめを助長することのないように最大限の注意をはらう。

○ 生徒会を中心にした福祉・奉仕的な活動、ボランティア活動、あいさつ運動などへの参加を呼びかけ、自分の存在をあらためて認識させ自己有用感を高める。

#### 2. いじめの早期発見

○ いじめが全くないという姿勢ではなく、疑いがあるものは積極的に認知を行い、積極的に解決する姿勢で臨む、教職員の体制づくりをする。

○ 定期的なアンケートや教育相談（いずれも年3回以上）等を実施し、早期発見に努める。

○ インターネット、携帯電話などによるいじめ対策（情報モラル教育の推進、保護者への啓発、外部講師による生徒への講習会、など）

#### 3. いじめに対する措置

○ 教職員はいじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、会を開く。管理職のリーダーシップのもとで、組織的に対応方針を決定する。委員会では、情報の共有と記録、対応方針を決定する。

○ いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導等の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 4. いじめの解消

○ 「いじめ行為が少なくとも3か月止んでいる」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない」という2つの要点が少なくとも満たされている場合に、いじめの解消と判断する。

## 5. 教職員等の研修

- 年3回以上、定期的に実施する。重大事態やそれに準ずる事案が生じたときは臨時で実施する。

## 6. 地域との関わり

- 学校・家庭・地域連携事業実行委員会（学家地）、まちとともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）などを活用する。取組状況や生徒の現状を報告し、意見交換をする。地域との連携協力体制の確認を行う。
- 必要に応じて警察署や関係機関、専門機関等との連携や協力依頼を行う。

## 7. 取組の年間計画

|             | 学校行事   | 取組内容  | 定例会議題                        |
|-------------|--|---|------------------------------|
| 4           | 入学式、学年集会   | 生徒理解研修、教育相談①  | 年間計画と重点指導内容等の確認、教育相談①を受けて    |
| 5           | 教育課程説明会<br>(いじめ防止基本方針説明)   | いじめ早期発見のための生活アンケート<br>(記名式アンケート・教育相談)                         | 生活アンケートについて<br>学家地・地区懇談会に向けて |
| 6           | まち懇①   |   | 生活アンケート、学家地・地区懇談会の<br>振り返り   |
| 7           | 三者面談   | 人権作文づくり<br>(夏休み課題の説明)   | 長期休業（夏休み）に向けて                |
| 8           |  | 小中連携生徒指導研修会<br>教育相談②  | 生徒指導研修会及び特別支援研修会に向<br>けて     |
| 9           |  | 特別支援教育研修会、教育相談②<br>生活アンケート実施②と結果報告及び考<br>察                    | 教育相談②を受けて                    |
| 10          |  | 中学校ブロック専任会①   | 生活アンケートについて                  |
| 11          | 虐待防止月間   | 中学校ブロック専任会②   | いじめ防止月間に向けて                  |
| 12          | いじめ防止月間<br>三者面談  | 中学校ブロック専任会③<br>人権標語づくり（人権週間）<br>いじめ解決一斉キャンペーン<br>(アンケート実施/相談) | 長期休業（冬休み）に向けて                |
| 1           |  | 教育相談③   | 教育相談③を受けて、まち懇②に向けて           |
| 2           | まち懇②<br>新入生保護者説明会（学校生活について<br>説明）  |   | 年度末の振り返りと次年度へ向けて             |
| 3           |  | 振り返りと次年度へ向けて  | 次年度への引き継ぎ                    |
| 通<br>年      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例で月1回以上、いじめの疑いがある場合は随時）</li> <li>・生活アンケート（必要に応じて随時行う）</li> </ul>   |   |                              |
| そ<br>の<br>他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員全員による一斉下校時の校外下校指導および巡回 &lt;生徒の人間関係観察・把握&gt;</li> <li>・毎月の生徒会主催による「あい3DAY」（朝の挨拶運動） &lt;自己有用感の醸成&gt;</li> <li>・地域でのボランティア活動 &lt;自己有用感の醸成&gt;</li> </ul> |   |                              |

## 第4章 重大事態への対処

### 1. 重大事態の定義と意味〈法：第28条第1項第1号〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。  
(=自殺の企図、傷害、金品等の被害、精神性疾患発症なども該当する。)
- いじめにより相当の期間(30日程度)、欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 生徒や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

### 2. 重大事態の報告と調査

- 学校は重大事態に該当すると判断した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は市長へ報告する。
- 重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために、学校又は教育委員会が主体となって法28条に従って調査を行う。調査が学校主体の場合は、原則として「いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加えて調査を行うものとする。

### 3. 調査結果の提供及び報告

- 学校は、「いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供」、「いじめを行った生徒及び保護者への説明」を行うものとする。また、学校は調査結果を教育委員会に報告し教育委員会は市長へ報告する。

## その他

- ・学校いじめ防止対策基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか、随時、点検・検証を行い、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。